

令和5年2月

飯田市議会第1回定例会議案

令和5年飯田市議会第1回定例会議案目次

(2月22日提出分)

- | | |
|--------|--|
| 報告第1号 | 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） |
| 報告第2号 | 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） |
| 議案第1号 | 監査委員の選任について |
| 議案第2号 | 固定資産評価審査委員会の委員の選任について |
| 議案第3号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 議案第4号 | 飯田市南部財産区管理委員の選任について |
| 議案第5号 | 飯田市中央財産区管理委員の選任について |
| 議案第6号 | 飯田市長野原財産区管理委員の選任について |
| 議案第7号 | 飯田市上川路財産区管理委員の選任について |
| 議案第8号 | 飯田市山本区財産区管理委員の選任について |
| 議案第9号 | 飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第10号 | 飯田市有線テレビジョン放送施設条例及び飯田市遠山郷有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第11号 | 飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第12号 | 飯田市授産施設条例及び飯田市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第13号 | 飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第14号 | 飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第15号 | 飯田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第16号 | 飯田市上村木材工芸品加工販売施設条例を廃止する条例の制定について |
| 議案第17号 | 飯田市上村観光施設条例の一部を改正する条例の制定について |

議案第18号	飯田市南信濃観光施設等条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号	飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号	飯田市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号	飯田市病院事業条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号	飯田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号	飯田市これからの学校のあり方審議会条例の制定について
議案第24号	飯田市プール条例の一部を改正する条例の制定について
議案第25号	飯田市恒川史跡公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第26号	飯田市美術博物館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第27号	工事請負契約の一部変更について（産業用地整備事業龍江インター産業団地整備工事）
議案第28号	工事請負契約の一部変更について（過年発生土木施設補助災害復旧事業橋りょう架設工事）
議案第29号	令和4年度飯田市一般会計補正予算（第9号）案
議案第30号	令和4年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
議案第31号	令和4年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第2号）案
議案第32号	令和4年度飯田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）案
議案第33号	令和4年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）案
議案第34号	令和4年度飯田市病院事業会計補正予算（第2号）案
議案第35号	令和5年度飯田市一般会計予算（案）
議案第36号	令和5年度飯田市国民健康保険特別会計予算（案）
議案第37号	令和5年度飯田市後期高齢者医療特別会計予算（案）
議案第38号	令和5年度飯田市介護保険特別会計予算（案）

議案第39号	令和5年度飯田市地方卸売市場事業特別会計予算（案）
議案第40号	令和5年度飯田市駐車場事業特別会計予算（案）
議案第41号	令和5年度飯田市墓地事業特別会計予算（案）
議案第42号	令和5年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計予算（案）
議案第43号	令和5年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計予算（案）
議案第44号	令和5年度飯田市病院事業会計予算（案）
議案第45号	令和5年度飯田市水道事業会計予算（案）
議案第46号	令和5年度飯田市下水道事業会計予算（案）
議案第47号	令和5年度飯田市各財産区会計予算（案）

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月22日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第31号 損害賠償の額を定めることについて

報告第1号2

専決第31号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり観光施設維持に係る事故による損害を賠償する。

令和4年12月7日専決

飯田市長 佐藤 健

記

1 相手方 飯田市内在住者

2 事故の概要

令和4年10月2日午前8時頃、飯田市南信濃和田456番地1の飯田市南信濃地域農産物等活用型総合交流促進施設及び飯田市南信濃温泉交流施設の駐車場において、当該駐車場の草刈りをしていた際に草刈り機が跳ね上げた小石が、当該駐車場付近に駐車していた相手方所有の軽貨物自動車の右側リアガラスに当たり、破損する損害を与えた。

3 損害賠償額 92,202円

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月22日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第30号 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり児童厚生施設維持に係る事故による損害を賠償する。

令和4年11月18日専決

飯田市長 佐藤 健

記

1 相手方 飯田市内在住者

2 事故の概要

令和4年10月5日午後1時10分頃、飯田市座光寺1726番地1の飯田市座光寺児童センター敷地において、職員が草刈りをしていた際に草刈り機が跳ね上げた小石が、同敷地に駐車した相手方所有の軽乗用自動車の右側前部ドアに当たり、破損する損害を与えた。

3 損害賠償額 116,820円

議案第1号

監査委員の選任について

下記の者を、飯田市監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 戸崎 博

議案第2号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を、飯田市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 大田中 峰雄

議案第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 塩澤 由美子

飯田市内在住 橋爪 和子

飯田市内在住 藤本 泰夫

飯田市内在住 塩澤 忍

議案第4号

飯田市南部財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市南部財産区管理委員に選任したいから、飯田市南部財産区管理会条例（昭和32年飯田市条例第47号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 小澤 勝美

議案第5号

飯田市中央財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市中央財産区管理委員に選任したいから、飯田市中央財産区管理会条例（昭和32年飯田市条例第48号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 奈良 祥夫

議案第6号

飯田市長野原財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市長野原財産区管理委員に選任したいから、飯田市長野原財産区管理会条例（昭和33年飯田市条例第39号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 吉川 恒夫

飯田市内在住 今村 良博

飯田市内在住 下井田 昭二

飯田市内在住 宮澤 和宏

飯田市内在住 高橋 悦夫

議案第7号

飯田市上川路財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市上川路財産区管理委員に選任したいから、飯田市上川路財産区管理会条例（昭和33年飯田市条例第42号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 井口 昇治

飯田市内在住 木下 義博

飯田市内在住 江本 好美

飯田市内在住 塩澤 勝久

飯田市内在住 関島 貴文

議案第8号

飯田市山本区財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市山本区財産区管理委員に選任したいから、飯田市山本区財産区管理会条例（昭和40年飯田市条例第65号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 中嶋 美三

飯田市内在住 井原 寿比古

飯田市内在住 原 裕治

飯田市内在住 伊坪 一徳

飯田市内在住 濱島 宏夫

飯田市内在住 金澤 寿和

議案第9号

飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯田市手数料条例（平成12年飯田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項及び都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の項を次のように改める。

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	適合証（登録住宅性能評価機関その他の登録建築物調査機関が認定基準に適合すると証明した書類をいう。以下同じ。）により当該計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合	性能基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）を実施するために国土交通大臣が定める計算方法で適用を確認する方法をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準（基準省令を実施するために国土交通大臣が定める仕様への適用を確認する方法をいう。以下同じ。）による	一戸建ての住宅	1棟	5,000円	
			共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1棟	10,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1棟	21,000円

		<p>場合</p> <p>標準入力法（基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準の適合を確認する方法であって、全ての室について計算を行うものをいう。以下同じ。）若しくは主要室入力法（基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準の適合を確認する方法であって、主要ではない室の計算を省略できるものをいう。以下同じ。）又はモデル建物法（基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準の適合を確認する方法をいう。以下同じ。）による場合</p>	<p>上記2区分以外の建築物 （以下「非住宅」という。）</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1棟</p> <p>1棟</p>	<p>10,000円</p> <p>17,000円</p>
<p>上記区分以外の場合</p>	<p>性能基準による場合</p>	<p>一戸建ての住宅</p> <p>共同住宅等</p>	<p>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1棟</p> <p>1棟</p> <p>1棟</p> <p>1棟</p>	<p>34,000円</p> <p>38,000円</p> <p>68,000円</p> <p>114,000円</p>	

		誘導仕様基準による場合	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1棟	18,000円		
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1棟	19,000円		
			共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1棟	33,000円		
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1棟	57,000円		
		モデル建物法による場合	非住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1棟	86,000円		
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1棟	109,000円		
		標準入力法又は主要室入力法による場合	非住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1棟	224,000円		
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1棟	280,000円		
		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請	認定を受けた低炭素建築物新築等計画の都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に係る事項の変更で、適合証により当該変更が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合	性能基準又は誘導仕様基準による場合	一戸建ての住宅		1棟	3,000円
					共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1棟	5,000円
床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1棟					11,000円		
標準入力法、主要室入力法又はモデル建物法による場合	非住宅			床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1棟	5,000円		
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1棟	9,000円		

に対する 審査	上記区分以外 の場合	性能基準による 場合	一戸建て の住宅	床面積の合計が 200平方メートル 未満のもの	1棟	18,000円
				床面積の合計が 200平方メートル 以上のもの	1棟	20,000円
			共同住宅 等	床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	1棟	35,000円
				床面積の合計が 300平方メートル 以上のもの	1棟	57,000円
		誘導仕様基準に よる場合	一戸建て の住宅	床面積の合計が 200平方メートル 未満のもの	1棟	9,000円
				床面積の合計が 200平方メートル 以上のもの	1棟	10,000円
			共同住宅 等	床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	1棟	17,000円
				床面積の合計が 300平方メートル 以上のもの	1棟	28,000円
		モデル建物法に よる場合	非住宅	床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	1棟	43,000円
				床面積の合計が 300平方メートル 以上のもの	1棟	55,000円
		標準入力法又は 主要室入力法に よる場合	非住宅	床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	1棟	112,000円
				床面積の合計が 300平方メートル 以上のもの	1棟	141,000円

別表第2の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の項中

「

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合

を

」

「
 通知書（登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条に規定するものをいう。）が判定基準に適合すると認めた書類をいう。以下同じ。）により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合
 に、
 」

「
 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物において国土交通大臣が定める方法（以下「モデル建物法」という。）により計算した場合
 を
 」

「
 モデル建物法による場合
 に改め、
 」

同表の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定の項中

「
 「
 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合
 を
 通知書により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合
 に改め、
 」
 」

同表の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項を次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法	適合証により当該計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号	性能基準又は誘導仕様基準による場合	一戸建ての住宅	1棟	5,000円	
			共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1棟	10,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1棟	21,000円

律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合	標準入力法、主要室入力法又はモデル建物法による場合	非住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1棟	10,000円	
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1棟	17,000円	
	上記区分以外の場合	性能基準による場合	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1棟	34,000円	
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1棟	38,000円	
				共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1棟	68,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1棟	114,000円
			誘導仕様基準による場合	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1棟	18,000円
					床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1棟	19,000円
	共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの			1棟	33,000円	
		床面積の合計が300平方メートル以上のもの			1棟	57,000円	
	モデル建物法による場合	非住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1棟	86,000円		
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1棟	109,000円		
	標準入力法又は主要室入力法による場合	非住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1棟	224,000円		

				床面積の合計が 300平方メートル 以上のもの	1棟	280,000円
建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関する法 律第36条第1 項の規定による建築物エネルギー 消費性能向上 計画の変更の 認定の申請に 対する審査	適合証により 当該計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合	性能基準又は誘 導仕様基準による場合	一戸建ての住宅		1棟	3,000円
			共同住宅 等	床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	1棟	5,000円
				床面積の合計が 300平方メートル 以上のもの	1棟	11,000円
		標準入力法、主 要室入力法又は モデル建物法による場合	非住宅	床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	1棟	5,000円
				床面積の合計が 300平方メートル 以上のもの	1棟	9,000円
		上記区分以外 の場合	性能基準による 場合	一戸建て の住宅	床面積の合計が 200平方メートル 未満のもの	1棟
	床面積の合計が 200平方メートル 以上のもの				1棟	20,000円
	共同住宅 等			床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	1棟	35,000円
				床面積の合計が 300平方メートル 以上のもの	1棟	57,000円
	誘導仕様基準による場合			一戸建て の住宅	床面積の合計が 200平方メートル 未満のもの	1棟
床面積の合計が 200平方メートル 以上のもの					1棟	10,000円
共同住宅 等	床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの		1棟	17,000円		
	床面積の合計が 300平方メートル 以上のもの		1棟	28,000円		

	モデル建物法による場合	非住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1棟	43,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1棟	55,000円
	標準入力法又は主要室入力法による場合	非住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1棟	112,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1棟	141,000円

別表第2備考3中「の住戸の数及び」を「に係る」に改め、同表備考5中「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省、国土交通省、環境省告示第119号）I第2第2項2-3(2)ロ」を「基準省令第4条第3項第2号」に改める。

別表第3中2の項から13の項までを次のように改める。

2 法第7条第1項又は法第18条第17項の規定による完了検査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	法第7条の5に該当する建築物	1件	12,000円
		上記以外	1件	13,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	法第7条の5に該当する建築物	1件	14,000円
		上記以外	1件	17,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	法第7条の5に該当する建築物	1件	19,000円
		上記以外	1件	22,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	法第7条の5に該当する建築物	1件	26,000円
		上記以外	1件	32,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	法第7条の5に該当する建築物	1件	43,000円
		上記以外	1件	53,000円
	3 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の申請に対する審査		1件	50,000円
	4 法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査		1件	28,000円
5 法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	許可の期間1月を超えるもの	1件	120,000円	
	許可の期間1月以内のもの	1件	60,000円	
6 法第86条第1項の	建築物の数が1又は2である場合	1件	79,000円	

規定による1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の数が3以上である場合	1件	79,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
7 法第86条第2項の規定による複数の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合	1件	79,000円
	建築物の数が2以上である場合	1件	79,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
8 法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査	新築又は増築等に係る建築物の数が1である場合	1件	79,000円
	新築又は増築等に係る建築物の数が2以上である場合	1件	79,000円に1を超える新築又は増築等に係る建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
9 法第86条の5第1項の規定による一の敷地内の建築物の認定の取消しの申請に対する審査		1件	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加えた額
10 法第86条の8第1項の規定による特例の認定又は同条第3項の規定による変更の認定の申請に対する審査		1件	27,000円
11 法第6条第1項第4号に該当する建築物に係る法第87条の2第1項の規定による特例の認定又は同条第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による特例の変更の申請に対する審査		1件	28,000円
12 法第87条の3第6項の規定による一時的な用途変更に係る許可の申請に対する審査	許可の期間が1月を超えるもの	1件	120,000円
	許可の期間が1月以内のもの	1件	60,000円
13 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定に	工作物を築造する場合（次の区分に掲げる場合を除く。）	1件	12,000円

よる確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に対する審査	確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	1件	7,000円
---------------------------------	-----------------------------	----	--------

別表第3に次のように加える。

14 法第88条第1項において準用する法第7条第1項又は法第18条第17項の規定による完了検査		1件	13,000円
15 飯田市特別用途地区建築条例（平成19年飯田市条例第65号）第3条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査		1件	180,000円
16 飯田市特定用途制限地域建築条例（平成20年飯田市条例第34号）第4条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査		1件	180,000円
17 飯田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成31年飯田市条例第14号）第10条第1項の規定による許可の申請に対する審査		1件	180,000円

別表第3備考2中「3の項」を「2の項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の飯田市手数料条例別表第2の規定は、施行日以後に受け付けた申請に対する審査に係る手数料から適用し、施行日前に受け付けた申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第10号

飯田市有線テレビジョン放送施設条例及び飯田市遠山郷有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市有線テレビジョン放送施設条例及び飯田市遠山郷有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市有線テレビジョン放送施設条例及び飯田市遠山郷有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例（案）

（飯田市有線テレビジョン放送施設条例の一部改正）

第1条 飯田市有線テレビジョン放送施設条例（平成17年飯田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（申請の特例）

第6条 第6条第2項の規定にかかわらず、令和5年7月1日以後は、市長に申請することができない。

（飯田市遠山郷有線テレビジョン放送施設条例の一部改正）

第2条 飯田市遠山郷有線テレビジョン放送施設条例（平成17年飯田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（申請の特例）

5 第6条第2項の規定にかかわらず、令和5年7月1日以後は、市長に申請することができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例（平成22年飯田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

下久堅虎岩第1地域振興住宅	飯田市虎岩510番地10
上久堅原平第1地域振興住宅	飯田市上久堅1036番地3

」

を

「

下久堅虎岩第1地域振興住宅	飯田市虎岩510番地10
---------------	--------------

」

に、

「

上久堅風張第3地域振興住宅	飯田市上久堅7567番地3
上久堅堂平第1地域振興住宅	飯田市上久堅9364番地3

」

を

「

上久堅風張第3地域振興住宅	飯田市上久堅7567番地3
---------------	---------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第12号

飯田市授産施設条例及び飯田市社会福祉審議会条例の一部を改正
する条例の制定について

飯田市授産施設条例及び飯田市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市授産施設条例及び飯田市社会福祉審議会条例の一部を改正する条
例（案）

（飯田市授産施設条例の一部改正）

第1条 飯田市授産施設条例（平成12年飯田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第30条第2項」を「第30条第3項第2号」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（飯田市社会福祉審議会条例の一部改正）

第2条 飯田市社会福祉審議会条例（平成15年飯田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第13号

飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年飯田市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められ

るものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第11条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第14号

飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年飯田市条例第51号）の一部を次のように改正する。

「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第5条第2項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第3号中「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第7条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第9条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第16条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第36条第2項及び第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第37条第2項及び第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第53条第2項中「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第27条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第15号

飯田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

飯田市国民健康保険条例（昭和34年飯田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「420,000円」を「488,000円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の飯田市国民健康保険条例第8条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

議案第16号

飯田市上村木材工芸品加工販売施設条例を廃止する条例の制定について

飯田市上村木材工芸品加工販売施設条例を廃止する条例を下記のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市上村木材工芸品加工販売施設条例を廃止する条例（案）

飯田市上村木材工芸品加工販売施設条例（平成17年飯田市条例第107号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第17号

飯田市上村観光施設条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市上村観光施設条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市上村観光施設条例の一部を改正する条例（案）

飯田市上村観光施設条例（平成17年飯田市条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

飯田市上村大島河原河川公園	飯田市上村4番地10
飯田市上村大平公園	飯田市上村11番地1

」

を

「

飯田市上村大島河原河川公園	飯田市上村4番地10
---------------	------------

」

に改める。

別表第2中

「

飯田市上村大島河原河川公園	すべての施設	終日
飯田市上村大平公園	大平研修センター及び大平流星オートキャンプ場	終日
	大平グラウンド	午前9時から午後9時まで
	大平テニスコート	午前9時から午後6時まで

」

を

「

飯田市上村大島河原河川公園	すべての施設	終日
---------------	--------	----

」

に改める。

別表第3中

議案第17号2

「

飯田市上村大島河原河川公園	11月1日から翌年の4月第3金曜日まで
飯田市上村大平公園	11月1日から翌年の4月第3金曜日まで

」

を

「

飯田市上村大島河原河川公園	11月1日から翌年の4月第3金曜日まで
---------------	---------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第18号

飯田市南信濃観光施設等条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市南信濃観光施設等条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市南信濃観光施設等条例の一部を改正する条例（案）

飯田市南信濃観光施設等条例（平成17年飯田市条例第93号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

飯田市南信濃便ヶ島森林公園施設	飯田市南信濃木沢592番地4
飯田市南信濃和田特産物加工施設	飯田市南信濃和田1206番地2

」

を

「

飯田市南信濃便ヶ島森林公園施設	飯田市南信濃木沢592番地4
-----------------	----------------

」

に改める。

別表第2中

「

飯田市南信濃森林林業情報発信施設	午前10時から午後5時まで
飯田市南信濃和田特産物加工施設	午前8時30分から午後3時まで

」

を

「

飯田市南信濃森林林業情報発信施設	午前10時から午後5時まで
------------------	---------------

」

に改める。

別表第3中

「

飯田市南信濃便ヶ島森林公園施設	12月1日から翌年の3月31日までの日
飯田市南信濃和田特産物加工施設	12月29日から翌年の1月3日までの日

」

を

「

飯田市南信濃便ヶ島森林公園施設	12月1日から翌年の3月31日までの日
-----------------	---------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第19号

飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例（案）

飯田市営住宅等条例（平成22年飯田市条例第17号）の一部を次のように改正する。
第2条第9号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号

飯田市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市営駐車場条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市営駐車場条例の一部を改正する条例（案）

飯田市営駐車場条例（昭和46年飯田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中「駐車難を緩和する」を「駐車の利用を高め、もって当該市街地の活性化に資する」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第21号

飯田市病院事業条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市病院事業条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市病院事業条例の一部を改正する条例（案）

飯田市病院事業条例（平成19年飯田市条例第26号）の一部を次のように改正する。
第3条第3項第9号を次のように改める。

(9) 耳鼻いんこう科・頭頸部^{けい}外科

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

議案第22号

飯田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年飯田市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の

体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（安全計画の策定等に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の飯田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第23号

飯田市これからの学校のあり方審議会条例の制定について

飯田市これからの学校のあり方審議会条例を下記のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市これからの学校のあり方審議会条例（案）

（設置）

第1条 飯田市の学校（飯田市立小学校及び中学校を設置する条例（昭和42年飯田市条例第57号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）を取り巻く教育環境の変化への対応に必要な方策を調査審議するため、飯田市これからの学校のあり方審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 審議会は、飯田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 前条の方策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、飯田市の教育行政に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) まちづくり委員会（飯田市自治基本条例（平成18年飯田市条例第40号）第14条に規定する委員会等をいう。）を代表する者
- (3) 教育に関する事業又は活動に携わる者
- (4) 学校に通学する児童又は生徒の保護者（当該児童又は生徒を監護する者をいう。）を代表する者
- (5) 飯田市の区域に存する保育所又は認定こども園に通所する児童の保護者（当該児童を監護する者をいう。）を代表する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し会長が議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、教育委員会が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部改正)
- 2 飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例(昭和37年飯田市条例第10号)の一部を次のように改正する。

「
別表中 | 飯田市就学相談委員会の委員 | を
」

「
| 飯田市就学相談委員会の委員 |
| 飯田市これからの学校のあり方審議会の委員 | に改める。
」

議案第24号

飯田市プール条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市プール条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市プール条例の一部を改正する条例（案）

飯田市プール条例（平成26年飯田市条例第44号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

飯田運動公園プール条例

第1条中「飯田市営市民プール及び」を削る。

第2条第1項中「飯田市営市民プール及び」及び「これらを総称して」を削り、「」を」の次に「飯田市三日市場1986番地に」を加え、同条第2項を削る。

第8条を削る。

第9条第3号中「第16条」を「第15条」に改め、同条を第8条とし、第10条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

第15条第1項中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第14条とし、第16条を第15条とする。

第17条第2項中「第11条」を「第10条」に改め、同条第3項中「第11条第2項、第13条及び第14条」を「第10条第2項、第12条及び第13条」に改め、同条を第16条とし、第18条を第17条とする。

別表第1中「第11条」を「第10条」に改め、同表の1を削り、同表の2中「2 飯田運動公園プール」を削る。

別表第2中「第11条」を「第10条」に改め、同表の1を削り、同表の2中「2 飯田運動公園プール」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第25号

ごんが
飯田市恒川史跡公園条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市恒川史跡公園条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

ごんが
飯田市恒川史跡公園条例の一部を改正する条例（案）

飯田市恒川史跡公園条例（令和4年飯田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「恒川史跡公園」を「飯田市恒川史跡公園」に改める。

第2条中「史跡公園は、」を削り、「飯田市座光寺4636番地に」を「史跡公園を」に改め、同条に次の1項を加える。

2 史跡公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
清水エリア	飯田市座光寺4636番地
正倉院北側エリア	飯田市座光寺4767番地8

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第26号

飯田市美術博物館条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市美術博物館条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市美術博物館条例の一部を改正する条例（案）

飯田市美術博物館条例（昭和62年飯田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条中第7号を削り、第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 博物館資料に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、公開すること。

第5条中第10号を第14号とし、第9号を第13号とし、第8号を第12号とし、第7号の次に次の4号を加える。

(8) 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

(9) 他の博物館、法第31条第2項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力すること。

(10) 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術、文化及び自然に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

(11) 伊那谷における教育、学術及び文化の振興、文化観光（法第3条第3項に規定するものをいう。）その他の活動について地域の多様な主体との連携及び協力を図り、地域の活力の向上に取り組むこと。

第13条中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附則第4項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第27号

工事請負契約の一部変更について（産業用地整備事業龍江インター産業団地整備工事）

令和3年飯田市議会第4回定例会において議案第125号として議決され、及び令和4年飯田市議会第4回定例会において議案第107号として議決を経た令和3・4年度産業用地整備事業龍江インター産業団地整備工事請負契約の一部について下記のとおり変更する。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

区 分	変 更 前	変 更 後
契約の金額	272,734,000円	281,435,000円

議案第28号

工事請負契約の一部変更について（過年発生土木施設補助災害復旧事業橋りょう架設工事）

令和3年飯田市議会第3回定例会において議案第93号として議決を経た令和3・4年度過年発生土木施設補助災害復旧事業橋りょう架設工事請負契約の一部について下記のとおり変更する。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

記

区 分	変 更 前	変 更 後
契約の金額	564,300,000円	742,137,000円

令和4年度飯田市一般会計補正予算（第9号）案

令和4年度飯田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,750千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,395,595千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
10 地方交付税	
	1 地方交付税
13 使用料及び手数料	
	1 使用料
14 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
15 県支出金	
	1 県負担金
	2 県補助金
	3 委託金
17 寄附金	
	1 寄附金
18 繰入金	
	2 基金繰入金
19 繰越金	
	1 繰越金
20 諸収入	
	4 受託事業収入
	5 雑入
21 市債	
	1 市債
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
11,958,015	237,568	12,195,583
11,958,015	237,568	12,195,583
589,278	22,250	611,528
362,344	22,250	384,594
8,862,937	△43,253	8,819,684
4,926,263	17,176	4,943,439
3,918,055	△60,429	3,857,626
3,330,900	△58,308	3,272,592
1,980,440	14,086	1,994,526
1,023,640	△73,994	949,646
326,820	1,600	328,420
426,536	9,383	435,919
426,536	9,383	435,919
1,423,476	△216,270	1,207,206
1,377,921	△216,270	1,161,651
926,077	8,859	934,936
926,077	8,859	934,936
2,744,136	△33,479	2,710,657
240,529	△55,912	184,617
948,083	22,433	970,516
3,793,000	70,500	3,863,500
3,793,000	70,500	3,863,500
51,398,345	△2,750	51,395,595

歳 出

款	項
1 議会費	1 議会費
2 総務費	1 総務管理費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙費 5 統計調査費
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 生活保護費
4 衛生費	1 保健衛生費
5 労働費	1 労働諸費
6 農林水産業費	1 農業費 2 林業費
7 商工費	1 商工費
8 土木費	1 土木管理費 2 道路橋りょう費 3 河川費 4 都市計画費
10 教育費	2 小学校費

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
271,343	4,500	275,843
271,343	4,500	275,843
6,386,605	260,025	6,646,630
5,546,120	250,808	5,796,928
162,598	5,287	167,885
99,425	3,300	102,725
20,693	630	21,323
17,656,562	△152,423	17,504,139
8,805,869	△172,341	8,633,528
7,848,801	16,118	7,864,919
1,001,892	3,800	1,005,692
5,759,411	△155,893	5,603,518
4,617,008	△155,893	4,461,115
205,210	5,300	210,510
205,210	5,300	210,510
1,399,905	△99,275	1,300,630
1,028,131	△43,363	984,768
371,774	△55,912	315,862
3,164,964	35,184	3,200,148
3,164,964	35,184	3,200,148
5,219,459	81,796	5,301,255
166,273	700	166,973
2,523,953	98,277	2,622,230
152,243	557	152,800
1,968,037	△17,738	1,950,299
4,522,203	17,936	4,540,139
903,757	10,158	913,915

款	項
	3 中学校費
	5 社会教育費
	6 保健体育費
13 諸支出金	
	1 積立金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
719,756	2,489	722,245
1,477,578	5,094	1,482,672
894,749	195	894,944
159,007	100	159,107
159,007	100	159,107
51,398,345	△2,750	51,395,595

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	情報管理事業	千円 74,173
		リニア推進事業	14,952
		リニア駅周辺整備事業	258,881
		リニア代替地整備事業	102,708
3 民生費	1 社会福祉費	結婚新生活支援事業	6,855
		社会福祉施設等原油価格等物価高騰対策支援事業	33,777
	2 児童福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰子育て応援給付金給付事業	832
	3 生活保護費	鼎福祉企業センター管理事業	9,148
4 衛生費	1 保健衛生費	感染症予防接種事業	30,000
6 農林水産業費	1 農業費	排水路防災対策整備事業	60,500
	2 林業費	森林づくり推進支援事業	2,000
7 商工費	1 商工費	緊急経済対策事業 (宿泊施設燃料高騰対策)	15,300
		上村観光施設管理事業	1,287
8 土木費	2 道路橋りょう費	防災・安全交付金事業 (道路整備)	51,000
		社会資本整備総合交付金事業 (道路整備)	531,280
		交通安全対策補助事業 (通学路緊急対策)	20,000
		防災対策避難路整備事業	13,500
		市道改良事業	37,100
		生活関連道路整備事業	5,000
		国県道対策関連道路改良事業	10,000

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	飯喬道路関連事業	千円 28,500
		道路メンテナンス事業	81,500
		橋りょう耐震整備事業	59,030
	3 河川費	河川自然災害防止事業	21,253
	4 都市計画費	都市公園維持管理事業	5,944
	5 住宅費	公営住宅整備事業	18,621
10 教育費	5 社会教育費	文化財管理事業	3,399
		恒川遺跡群保存活用事業（補助）	4,577
		考古博物館管理運営事業	5,491
		文化施設整備事業	14,738
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	土木施設補助災害復旧事業	75,000

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前の限度額	補正後の限度額
リニア推進事業費	千円 470,800	千円 507,500
農業農村整備事業費	126,200	123,500
道路橋りょう整備事業費	917,300	973,200
街路事業費	116,500	97,100
計	3,793,000	3,863,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	11,958,015	237,568	12,195,583
13 使用料及び手数料	589,278	22,250	611,528
14 国庫支出金	8,862,937	△43,253	8,819,684
15 県支出金	3,330,900	△58,308	3,272,592
17 寄附金	426,536	9,383	435,919
18 繰入金	1,423,476	△216,270	1,207,206
19 繰越金	926,077	8,859	934,936
20 諸収入	2,744,136	△33,479	2,710,657
21 市債	3,793,000	70,500	3,863,500
歳入合計	51,398,345	△2,750	51,395,595

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費	271,343	4,500	275,843
2 総務費	6,386,605	260,025	6,646,630
3 民生費	17,656,562	△152,423	17,504,139
4 衛生費	5,759,411	△155,893	5,603,518
5 労働費	205,210	5,300	210,510
6 農林水産業費	1,399,905	△99,275	1,300,630
7 商工費	3,164,964	35,184	3,200,148
8 土木費	5,219,459	81,796	5,301,255
10 教育費	4,522,203	17,936	4,540,139
13 諸支出金	159,007	100	159,107
歳 出 合 計	51,398,345	△2,750	51,395,595

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			4,500
56,195	36,700	23,730	143,400
△184,500		30	32,047
31,262		28,063	△215,218
		2,000	3,300
△41,744	△2,700	△55,912	1,081
		8,180	27,004
34,741	36,500		10,555
2,485			15,451
		100	0
△101,561	70,500	6,191	22,120

2 歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

款 項 目	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	11,958,015	237,568	12,195,583
1 地方交付税	11,958,015	237,568	12,195,583
1 地方交付税	11,958,015	237,568	12,195,583
13 使用料及び手数料	589,278	22,250	611,528
1 使用料	362,344	22,250	384,594
4 衛生使用料	88,847	20,250	109,097
5 労働使用料	10,520	2,000	12,520
14 国庫支出金	8,862,937	△43,253	8,819,684
1 国庫負担金	4,926,263	17,176	4,943,439
4 衛生費国庫負担金	351,981	17,176	369,157
2 国庫補助金	3,918,055	△60,429	3,857,626
2 総務費国庫補助金	1,886,930	53,545	1,940,475
3 民生費国庫補助金	1,136,586	△151,200	985,386
8 土木費国庫補助金	757,742	34,741	792,483
10 教育費国庫補助金	42,048	2,485	44,533
15 県支出金	3,330,900	△58,308	3,272,592
1 県負担金	1,980,440	14,086	1,994,526
4 衛生費県負担金	212,851	14,086	226,937
2 県補助金	1,023,640	△73,994	949,646

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 地方交付税	237,568	普通交付税	237,568
1 休日夜間急患診療所使用料	20,250	休日夜間急患診療所使用料	20,250
2 労働福祉施設使用料	2,000	さんとぴあ飯田電気使用料	2,000
1 保健衛生総務費負担金	17,176	保険基盤安定負担金	17,176
17 リニア推進事業費補助金	52,258	社会資本整備総合交付金（道路事業）	△10,728
		社会資本整備総合交付金（街路事業）	62,986
32 住民記録費補助金	1,287	個人番号カード交付事業費補助金	1,287
11 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金	△151,200	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金	△150,000
		住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費補助金	△1,200
23 道路新設改良費補助金	35,000	社会資本整備総合交付金（道路整備）	10,000
		防災・安全交付金（道路事業）	25,000
24 橋りょう維持費補助金	△259	道路メンテナンス事業補助金	△259
22 小学校教育振興費補助金	1,680	学校保健特別対策事業費補助金	1,680
32 中学校教育振興費補助金	805	学校保健特別対策事業費補助金	805
1 保健衛生総務費負担金	14,086	保険基盤安定負担金	14,086

(款) 15 県支出金
(項) 2 県補助金

款 項 目		補正前の額	補正額	計	
15	2	2 総務費県補助金	8,477	1,050	9,527
		3 民生費県補助金	642,654	△33,300	609,354
		6 農林水産業費県補助金	275,533	△41,744	233,789
	3	委託金	326,820	1,600	328,420
		2 総務費委託金	249,638	1,600	251,238
17 寄附金		426,536	9,383	435,919	
	1 寄附金	426,536	9,383	435,919	
		2 総務費寄附金	364,050	1,073	365,123
		3 民生費寄附金	1,556	130	1,686
		7 商工費寄附金	26,700	8,180	34,880
18 繰入金		1,423,476	△216,270	1,207,206	
	2 基金繰入金	1,377,921	△216,270	1,161,651	
		1 基金繰入金	1,377,921	△216,270	1,161,651
19 繰越金		926,077	8,859	934,936	
	1 繰越金	926,077	8,859	934,936	
		1 繰越金	926,077	8,859	934,936

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	総務費補助金	1,050	就業移住支援金	1,050
1	社会福祉総務費補助金	△5,600	地域少子化対策重点推進交付金	△5,600
4	老人福祉費補助金	△27,700	地域医療介護総合確保基金補助金	△27,700
4	農業振興費補助金	△34,844	信州農業6次産業化推進事業補助金	△12,500
			産地生産基盤パワーアップ事業補助金	△22,344
7	農地費補助金	△6,900	農業水利施設保管理整備交付金	△6,900
46	県議会議員選挙費委託金	1,600	県議会議員選挙委託金	1,600
9	企画費寄附金	1,073	ふるさと寄附金	1,073
21	児童福祉費寄附金	100	児童福祉費寄附金 国際ソロプチミスト飯田から	100
24	発達支援センター費寄附金	30	療育事業寄附金 柏心寺「華頂婦人会」から	30
5	工業振興費寄附金	8,180	工業振興寄附金 みなみ信州農業協同組合から 白子建築設計事務所から 企業版ふるさと納税	8,180
1	財政調整基金繰入金	△240,000	財政調整基金繰入金	△240,000
2	特定目的基金繰入金	23,730	ふるさと基金繰入金	750
			リニア中央新幹線飯田駅整備推進基金繰入金	16,840
			地域振興基金繰入金	6,140
1	純繰越金	8,859	純繰越金	8,859

(款) 20 諸収入

(項) 4 受託事業収入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
20 諸収入	2,744,136	△33,479	2,710,657
4 受託事業収入	240,529	△55,912	184,617
6 農林水産業費受託事業収入	64,347	△55,912	8,435
5 雑入	948,083	22,433	970,516
1 雑入	948,083	22,433	970,516
21 市債	3,793,000	70,500	3,863,500
1 市債	3,793,000	70,500	3,863,500
2 総務債	522,100	36,700	558,800
6 農林水産業債	148,500	△2,700	145,800
8 土木債	1,325,500	36,500	1,362,000
歳 入 合 計	51,398,345	△2,750	51,395,595

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
22	林業振興費受託事業収入	△55,912	分収造林受託事業収入 △55,912
2	総務費雑入	15,693	県市町村振興協会市町村交付金 15,693
4	衛生費雑入	6,740	後期高齢者健康診査事業受託金 1,540 感染症感染拡大予防対策事業町村負担金 5,200
17	リニア推進事業債	36,700	公共事業等債 36,700
7	農地事業債	△2,700	一般補助施設整備等事業債 △2,700
23	道路新設改良事業債	56,300	公共事業等債 9,000 公共事業等債（補正予算分） 25,000 一般単独事業債 △26,700 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 49,000
24	橋りょう維持事業債	△400	公共事業等債 △9,200 公共事業等債（補正予算分） 8,800
43	街路事業債	△19,400	公共事業等債 △19,400

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	271,343	4,500	275,843				4,500
1 議会費	271,343	4,500	275,843				4,500
1 議会費	271,343	4,500	275,843				4,500
							4,500
2 総務費	6,386,605	260,025	6,646,630	56,195	36,700	23,730	143,400
1 総務管理費	5,546,120	250,808	5,796,928	53,308	36,700	23,730	137,070
1 総務管理費	2,081,711	122,500	2,204,211				122,500
							122,500
5 自治振興費	305,823	1,800	307,623	1,050		750	0
				1,050		750	0
				(県)就業移住支援金		1,050	
				(繰)ふるさと基金繰入金		750	
9 企画費	541,311	10,910	552,221			6,140	4,770
						6,140	4,770
				(繰)地域振興基金繰入金		6,140	
11 交通安全費	9,944	9,800	19,744				9,800
							9,800
17 リニア推進事業費	1,579,319	105,798	1,685,117	52,258	36,700	16,840	0
				52,258	36,700	16,840	0
				(国)社会資本整備総合交付金(道路事業)		△10,728	
				(国)社会資本整備総合交付金(街路事業)		62,986	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	3,800	01人件費 4,500 02事務局職員人件費 4,500
4 共済費	700	3 職員手当等 3,800 通勤手当 100 時間外勤務手当 3,700 4 共済費 700 市町村共済負担金 700
3 職員手当等	122,500	01人件費 122,500 01人件費 122,500 3 職員手当等 122,500 住居手当 2,500 退職手当 120,000
18 負担金補助及び交付金	1,800	17移住定住推進事業費 1,800 01移住定住推進事業費 1,800 18 負担金補助及び交付金 1,800 就業移住支援金 1,800
18 負担金補助及び交付金	10,910	15交通体系整備事業費 10,910 01市民バス等運行業務費 10,910 18 負担金補助及び交付金 10,910 一般乗合旅客自動車運送事業補助金 6,140 公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業補助金 4,770
27 繰出金	9,800	10交通安全対策費 9,800 03駐車場事業特別会計繰出金 9,800 27 繰出金 9,800 駐車場事業特別会計繰出金 9,800
14 工事請負費	△51,440	10リニア推進事業費 105,798 05リニア駅周辺整備事業費 105,798
16 公有財産購入費	78,842	14 工事請負費 △51,440 道路整備工事 △51,440
18 負担金補助及び交付金	75,000	16 公有財産購入費 78,842 事業用地買収費 78,842 18 負担金補助及び交付金 75,000

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
						特定財源				
						国県支出金	地方債	その他		
2	1	17				(線)リニア中央新幹線飯 田駅整備推進基金繰 入金 (市)公共事業等債	16,840			
							36,700			
	3	戸籍住民基本台帳費	162,598	5,287	167,885	1,287			4,000	
		1	戸籍住民基本台帳 費	103,164	4,000	107,164				4,000
									4,000	
	2	住民記録費	59,434	1,287	60,721	1,287			0	
						859			0	
						(国)個人番号カード交付 事業費補助金	859			
						428			0	
						(国)個人番号カード交付 事業費補助金	428			
	4	1	選挙管理委員会費	22,048	1,700	23,748				1,700
										1,700
	6	県議会議員選挙費	7,459	1,600	9,059	1,600			0	
						1,600			0	
						(県)県議会議員選挙委託 金	1,600			
5	1	統計調査総務費	18,005	630	18,635				630	
									630	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
21 補償補填及び賠償金	3,396	県道路工事負担金 21 補償補填及び賠償金 物件移転等補償費	75,000 3,396 3,396
3 職員手当等	4,000	01人件費 01人件費 3 職員手当等 時間外勤務手当	4,000 4,000 4,000 4,000
1 報酬	785	01人件費 03会計年度任用職員人件費	859 859
4 共済費	34	1 報酬 報酬 (パートタイム)	785 785
8 旅費	40	4 共済費 市町村共済負担金	34 34
10 需用費	110	8 旅費 費用弁償 (パートタイム)	40 40
11 役務費	318	10住民記録費 04社会保障・税番号制度事業費 10 需用費 消耗品費 11 役務費 通信運搬費	428 428 110 110 318 318
2 給料	1,200	01人件費 01人件費	1,700 1,700
3 職員手当等	500	2 給料 一般職給 3 職員手当等 扶養手当	1,200 1,200 500 500
12 委託料	1,600	10県議会議員選挙費 01県議会議員選挙費 12 委託料 ポスター掲示場設置等委託料	1,600 1,600 1,600 1,600
3 職員手当等	630	01人件費 01人件費 3 職員手当等	630 630 630

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 5 1							
3 民生費	17,656,562	△152,423	17,504,139	△184,500		30	32,047
1 社会福祉費	8,805,869	△172,341	8,633,528	△184,500			12,159
1 社会福祉総務費	637,522	△7,853	629,669	△5,600			△2,253
							410
							137
				△5,600			△2,800
				(県)地域少子化対策重点 推進交付金		△5,600	
4 老人福祉費	2,431,353	△22,007	2,409,346	△27,700			5,693
							693
				△27,700			0
				(県)地域医療介護総合確 保基金補助金		△27,700	
							2,500
							2,500
7 医療費給付費	2,100,732	265	2,100,997				265
							265
9 重層的支援体制整備 事業費	464,665	8,454	473,119				8,454
							220

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		扶養手当	210
		児童手当	420
3 職員手当等	410	01人件費	410
		01人件費	410
		3 職員手当等	410
18 負担金補助及び交付金	△8,263	児童手当	410
		14地域福祉推進事業費	△8,263
		13社会福祉協議会パートナーシップ推進強化事業費	137
		18 負担金補助及び交付金	137
		社会福祉協議会パートナーシップ推進強化事業補助金	137
		14ともに未来を支え合うパートナーづくり事業費	△8,400
		18 負担金補助及び交付金	△8,400
		結婚新生活支援事業補助金	△8,400
14 工事請負費	693	10老人福祉一般経費	△27,007
		01老人福祉一般経費	693
18 負担金補助及び交付金	△27,700	14 工事請負費	693
		施設改修工事費	693
27 繰出金	5,000	21介護医療院整備補助事業費	△27,700
		18 負担金補助及び交付金	△27,700
		介護医療院整備事業補助金	△27,700
		12介護保険関係事業費	2,500
		01介護保険特別会計繰出金	2,500
		27 繰出金	2,500
		介護保険特別会計繰出金	2,500
		17介護老人保健施設事業特別会計繰出金	2,500
		01介護老人保健施設事業特別会計繰出金	2,500
		27 繰出金	2,500
		介護老人保健施設事業特別会計繰出金	2,500
22 償還金利子及び割引料	265	22未熟児養育医療費給付事業費	265
		01未熟児養育医療費給付事業費	265
		22 償還金利子及び割引料	265
		過年度国庫支出金精算返還金	265
3 職員手当等	220	01人件費	220
		01人件費	220
		3 職員手当等	220

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
3	1	9							8,234
		11 子育て世帯等臨時特別支援事業費	589,427	△151,200	438,227	△151,200			0
						△151,200			0
						(国)住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金	△150,000		
						(国)住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費補助金	△1,200		
	2	児童福祉費	7,848,801	16,118	7,864,919			30	16,088
		1 児童福祉総務費	99,328	8,378	107,706				8,378
									8,378
		3 ひとり親家庭福祉費	409,358	△380	408,978				△380
									△380
		4 発達支援センター費	187,325	690	188,015			30	660
									660
								30	0
						(寄)療育事業寄附金	30		
		6 公立認定こども園費	1,263,989	1,100	1,265,089				1,100
									1,100

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
22 償還金利子及び割引料	8,234	扶養手当 220 13地域づくりに向けた支援事業費 8,234 02地域子育て支援拠点事業費 8,234 22 償還金利子及び割引料 8,234 過年度国庫支出金精算返還金 4,117 過年度県支出金精算返還金 4,117	
10 需用費	△50	10子育て世帯等臨時特別支援事業費 △151,200 01住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業費 △151,200	
11 役務費	△677	10 需用費 △50 印刷製本費 △50	
12 委託料	△473	11 役務費 △677 通信運搬費 △512 手数料 △165	
18 負担金補助及び交付金	△150,000	12 委託料 △473 情報処理業務委託料 △473 18 負担金補助及び交付金 △150,000 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 △150,000	
22 償還金利子及び割引料	8,378	10児童福祉一般経費 8,378 01児童福祉一般経費 8,378 22 償還金利子及び割引料 8,378 過年度国庫支出金精算返還金 8,378	
18 負担金補助及び交付金	△380	10ひとり親家庭福祉一般経費 △380 01ひとり親家庭福祉一般経費 △380 18 負担金補助及び交付金 △380 母(父)と子の集い事業補助金 △380	
3 職員手当等	660	01人件費 660 01人件費 660	
10 需用費	30	3 職員手当等 660 住居手当 660 11発達支援センター事業費 30 01発達支援センター事業費 30 10 需用費 30 消耗品費 30	
3 職員手当等	1,100	01人件費 1,100 01認定こども園人件費 1,100 3 職員手当等 1,100 扶養手当 800 住居手当 100	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
3	2	6							
		7 児童健全育成費	185,413	1,030	186,443				1,030
									1,030
		8 地域子育て支援費	94,781	5,300	100,081				5,300
									5,300
	3	生活保護費	1,001,892	3,800	1,005,692				3,800
		1 生活保護費	817,124	3,800	820,924				3,800
									3,800
4	衛生費		5,759,411	△155,893	5,603,518	31,262		28,063	△215,218
	1	保健衛生費	4,617,008	△155,893	4,461,115	31,262		28,063	△215,218
		1 保健衛生総務費	3,390,107	△162,931	3,227,176	31,262		25,450	△219,643
									12,400
									700

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		児童手当	200
10 需用費	1,030	11児童館・児童センター・児童クラブ運営費 03児童館・児童センター・児童クラブ運営費 10 需用費 燃料費 光熱水費	1,030 1,030 1,030 190 840
2 給料	3,700	01人件費 01人件費 2 給料 一般職給	5,300 5,300 3,700 3,700
3 職員手当等	100	3 職員手当等 通勤手当	100 100
4 共済費	1,500	4 共済費 市町村共済負担金	1,500 1,500
2 給料	2,700	01人件費 01人件費 2 給料 一般職給	3,800 3,800 2,700 2,700
4 共済費	1,100	4 共済費 市町村共済負担金	1,100 1,100
2 給料	4,500	01人件費 01人件費 2 給料 一般職給	13,100 12,400 4,500 4,500
3 職員手当等	8,600	3 職員手当等 扶養手当 通勤手当 時間外勤務手当 児童手当	7,900 500 200 7,000 200
10 需用費	15,925		
12 委託料	△4,761		
18 負担金補助及び交付金	△235,858		
22 償還金利子及び割引料	4,761	02保健施設人件費 3 職員手当等 扶養手当 住居手当 児童手当	700 700 100 500 100
27 繰出金	43,902		
		16休日夜間急患診療所運営費	20,250

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 1 1						20,250	0
				(使)休日夜間急患診療所 使用料		20,250	
				31,262			12,640
				(国)保険基盤安定負担金		17,176	
				(県)保険基盤安定負担金		14,086	
							△256,108
							0
						5,200	10,725
				(諸)感染症感染拡大予防 対策事業町村負担金		5,200	
2 母子保健事業費	433,481	940	434,421				940
							461
							479
3 成人保健事業費	194,130	1,872	196,002			1,540	332
						1,540	332
				(諸)後期高齢者健康診査 事業受託金		1,540	
4 環境衛生費	60,735	4,226	64,961			1,073	3,153
							3,100

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		03地域外来・検査センター事業費	20,250
		18 負担金補助及び交付金	20,250
		地域外来・検査センター管理運営事業補助金	20,250
		19国民健康保険特別会計繰出金	43,902
		01国民健康保険特別会計繰出金	43,902
		27 繰出金	43,902
		事業勘定繰出金	43,623
		直診勘定繰出金	279
		20病院事業会計負担金	△256,108
		01病院事業会計負担金	△256,108
		18 負担金補助及び交付金	△256,108
		病院事業負担金	△256,108
		28感染症予防接種事業費	0
		01感染症予防接種事業費	0
		12 委託料	△4,761
		感染症予防接種委託料	△4,761
		22 償還金利子及び割引料	4,761
		過年度国庫支出金精算返還金	4,761
		29感染症感染拡大予防対策事業費	15,925
		01感染症感染拡大予防対策事業費	15,925
		10 需用費	15,925
		消耗品費	15,925
22 償還金利子及び割引料	940	11乳幼児保健事業費	461
		03産後サポート事業費	461
		22 償還金利子及び割引料	461
		過年度国庫支出金精算返還金	461
		12妊産婦健診事業費	479
		02産婦健診事業費	479
		22 償還金利子及び割引料	479
		過年度国庫支出金精算返還金	479
12 委託料	1,872	11市民の健康づくり事業費	1,872
		09高齢者等健康診査事業費	1,872
		12 委託料	1,872
		高齢者等健康診査委託料	1,824
		国保連合会事務委託料	48
10 需用費	3,100	10斎苑管理費	3,100
		01斎苑管理費	3,100
18 負担金補助及び交付金	1,126	10 需用費	3,100
		燃料費	2,425
		光熱水費	675

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
4	1	4						1,073	53
								(寄)ふるさと寄附金	1,073
5		労働費	205,210	5,300	210,510			2,000	3,300
	1	労働諸費	205,210	5,300	210,510			2,000	3,300
		2 労働福祉施設費	20,941	5,300	26,241			2,000	3,300
								2,000	3,300
								(使)さんとびあ飯田電気 使用料	2,000
6		農林水産業費	1,399,905	△99,275	1,300,630	△41,744	△2,700	△55,912	1,081
	1	農業費	1,028,131	△43,363	984,768	△41,744	△2,700		1,081
		1 農業委員会費	36,674	196	36,870				196
									196
		2 農業総務費	159,925	500	160,425				500
									500
		4 農業振興費	278,298	△34,844	243,454	△34,844			0
						△12,500			0
						(県)信州農業6次産業化 推進事業補助金		△12,500	
						△22,344			0
						(県)産地生産基盤パワー アップ事業補助金		△22,344	
		7 農地費	361,376	△9,415	351,961	△6,900	△2,700		185
									500

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		13畜犬事業費 1,126 01畜犬事業費 1,126 18 負担金補助及び交付金 1,126 地域猫活動補助金 1,126
10 需用費	5,300	10勤労者福祉センター管理費 5,300 01勤労者福祉センター管理費 5,300 10 需用費 5,300 燃料費 1,100 光熱水費 4,200
18 負担金補助及び交付金	196	20農地流動化促進事業費 196 01農地流動化促進事業費 196 18 負担金補助及び交付金 196 農地流動化促進事業補助金 196
3 職員手当等	500	01人件費 500 01人件費 500 3 職員手当等 500 扶養手当 100 住居手当 300 通勤手当 100
18 負担金補助及び交付金	△34,844	376 次産業化推進事業費 △12,500 016 次産業化推進事業費 △12,500 18 負担金補助及び交付金 △12,500 信州農業6次産業化推進事業補助金 △12,500 40強い園芸産地育成事業費 △22,344 01果樹・野菜等振興事業費 △22,344 18 負担金補助及び交付金 △22,344 産地生産基盤パワーアップ事業補助金 △22,344
3 職員手当等	500	01人件費 500 01人件費 500
14 工事請負費	△9,915	3 職員手当等 500 住居手当 500 41農業水利施設保全管理整備事業費 △9,915

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
6	1	7				△6,900	△2,700		△315
						(県)農業水利施設保全管理整備交付金		△6,900	
						(市)一般補助施設整備等事業債		△2,700	
		9 国土調査事業費	50,726	200	50,926				200
									200
		2 林業費	371,774	△55,912	315,862			△55,912	0
		2 林業振興費	286,336	△55,912	230,424			△55,912	0
								△55,912	0
						(諸)分収造林受託事業収入		△55,912	
7		商工費	3,164,964	35,184	3,200,148			8,180	27,004
		1 商工費	3,164,964	35,184	3,200,148			8,180	27,004
		1 商工総務費	265,353	20,800	286,153				20,800
									20,800
		3 金融対策費	1,526,637	6,204	1,532,841				6,204
									6,204
		5 工業振興費	468,050	8,180	476,230			8,180	0
								8,180	0
						(寄)工業振興寄附金		8,180	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		01農業水利施設保全管理整備事業費 △9,915 14 工事請負費 △9,915 施設改修工事費 △9,915
3 職員手当等	200	01人件費 200 01人件費 200 3 職員手当等 200 住居手当 200
12 委託料	△55,912	29分収造林事業費 △55,912 03分収造林事業費 △55,912 12 委託料 △55,912 分収造林委託料 △55,912
2 給料	1,500	01人件費 20,800 01人件費 20,800 2 給料 1,500 一般職給 1,500
3 職員手当等	18,300	3 職員手当等 18,300 扶養手当 1,500 通勤手当 500 時間外勤務手当 14,000 児童手当 2,300
4 共済費	1,000	4 共済費 1,000 市町村共済負担金 1,000
22 償還金利息及び割引料	6,204	11融資事業費 6,204 01中小企業金融対策事業費 6,204 22 償還金利息及び割引料 6,204 返還金 6,204
18 負担金補助及び交付金	8,180	10工業振興一般経費 8,180 16次世代を担う産業人材育成事業費 8,180 18 負担金補助及び交付金 8,180 信州大学ランドスケープ・プランニング共同研究講座 8,100 コンソーシアム広域連合負担金 信州大学ランドスケープ・プランニング共同研究講座 80 コンソーシアム負担金

(款) 8 土木費
(項) 1 土木管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土木費	5,219,459	81,796	5,301,255	34,741	36,500		10,555
1 土木管理費	166,273	700	166,973				700
1 土木総務費	166,273	700	166,973				700
1 土木総務費							700
2 道路橋りょう費	2,523,953	98,277	2,622,230	34,741	55,900		7,636
1 道路橋りょう総務費	133,098	9,700	142,798				9,700
1 道路橋りょう総務費							9,700
2 道路維持費	581,865	2,577	584,442				2,577
2 道路維持費							2,577
3 道路新設改良費	1,465,428	84,450	1,549,878	35,000	56,300		△6,850
3 道路新設改良費				25,000	25,000		1,000
3 道路新設改良費				(国)防災・安全交付金 (道路事業)		25,000	
3 道路新設改良費				(市)公共事業等債 (補正予算分)		25,000	
3 道路新設改良費				10,000	9,000		1,000
3 道路新設改良費				(国)社会資本整備総合交付金 (道路整備)		10,000	
3 道路新設改良費				(市)公共事業等債		9,000	
3 道路新設改良費					22,300		△8,850
3 道路新設改良費				(市)一般単独事業債		△26,700	
3 道路新設改良費				(市)防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債		49,000	
4 橋りょう維持費	263,562	1,550	265,112	△259	△400		2,209
4 橋りょう維持費				△259	△400		2,209
4 橋りょう維持費				(国)道路メンテナンス事業補助金		△259	
4 橋りょう維持費				(市)公共事業等債		△9,200	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	700	01人件費 01人件費 3 職員手当等 住居手当 通勤手当	700 700 700 400 300
2 給料	9,000	01人件費 01人件費 2 給料	9,700 9,700 9,000
3 職員手当等	700	一般職給 3 職員手当等 住居手当 通勤手当	9,000 700 600 100
10 需用費	2,577	12道路維持管理費 01道路維持管理事業費 10 需用費 光熱水費	2,577 2,577 2,577 2,577
14 工事請負費	51,000	11道路改良事業費（補助） 06防災・安全交付金事業費（道路整備）	71,000 51,000
18 負担金補助及び交付金	13,450	14 工事請負費 道路改良工事費	51,000 51,000
21 補償補填及び賠償金	20,000	12社会資本整備総合交付金事業費（道路整備） 21 補償補填及び賠償金 物件移転等補償費	20,000 20,000 20,000
		13国県道対策関連道路改良事業費 16県道路事業等負担金 18 負担金補助及び交付金 県道路事業地元負担金	13,450 13,450 13,450 13,450
12 委託料	20,700	10橋りょう補修事業費 02道路メンテナンス事業費	1,550 1,550
14 工事請負費	△19,150	12 委託料 詳細調査・実施設計業務委託料 14 工事請負費	20,700 20,700 △19,150

(款) 8 土木費
(項) 2 道路橋りょう費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
8	2	4				(市)公共事業等債(補正 予算分)		8,800	
		3 河川費	152,243	557	152,800				557
		1 河川総務費	11,812	557	12,369				557
									557
		4 都市計画費	1,968,037	△17,738	1,950,299		△19,400		1,662
		3 街路事業費	165,787	△20,465	145,322		△19,400		△1,065
									1,590
							△19,400		△2,655
						(市)公共事業等債		△19,400	
		5 公園費	193,527	2,236	195,763				2,236
									2,236
		6 動物園管理費	56,638	491	57,129				491
									491
10		教育費	4,522,203	17,936	4,540,139	2,485			15,451
		2 小学校費	903,757	10,158	913,915	1,680			8,478
		1 小学校管理費	344,111	14,428	358,539				14,428
									14,428
		2 小学校教育振興費	425,919	△4,270	421,649	1,680			△5,950
						1,680			1,680

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		施設改修工事費	△19,150
10 需用費	557	12天竜川総合学習館管理費 01天竜川総合学習館管理費 10 需用費 光熱水費	557 557 557 557
10 需用費	1,590	10街路一般経費 03街路管理費 10 需用費 光熱水費	1,590 1,590 1,590 1,590
18 負担金補助及び交付金	△22,055	12街路事業費（単独） 02県街路事業地元負担金 18 負担金補助及び交付金 県街路事業地元負担金	△22,055 △22,055 △22,055 △22,055
14 工事請負費	2,236	13公園維持管理費 01都市公園維持管理費 14 工事請負費 公園施設補修工事費	2,236 2,236 2,236 2,236
21 補償補填及び賠償金	491	10動物園管理費 01動物園管理費 21 補償補填及び賠償金 臨時休業等補償費	491 491 491 491
10 需用費	13,078	10小学校管理一般経費 01小学校管理一般経費 10 需用費 燃料費 光熱水費	14,428 14,428 13,078 8,716 4,362
13 使用料及び賃借料	1,350	13 使用料及び賃借料 事務用機器借上料	1,350 1,350
10 需用費	2,329	10小学校教育振興一般経費 01小学校教育振興事業費	3,360 3,360

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
10	2	2				(国)学校保健特別対策事業費補助金	1,680		
									△7,630
	3	中学校費	719,756	2,489	722,245	805			1,684
		1 中学校管理費	255,172	4,397	259,569				4,397
									4,397
		2 中学校教育振興費	297,434	△1,908	295,526	805			△2,713
						805			805
						(国)学校保健特別対策事業費補助金	805		△3,518
	5	社会教育費	1,477,578	5,094	1,482,672				5,094
		7 文化会館費	270,407	5,094	275,501				5,094
									2,109
									2,985
	6	保健体育費	894,749	195	894,944				195
		4 学校給食費	471,527	195	471,722				195

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
17 備品購入費	1,031	10 需用費	2,329
		消耗品費	2,329
18 負担金補助及び交付金	△7,630	17 備品購入費	1,031
		事業用備品購入費	1,031
		15校外活動支援事業費	△7,630
		01校外活動支援事業費	△7,630
		18 負担金補助及び交付金	△7,630
		修学旅行等の延期又は中止に伴うキャンセル料等補助金	△7,630
10 需用費	3,481	10中学校管理一般経費	4,397
		01中学校管理一般経費	4,397
13 使用料及び賃借料	916	10 需用費	3,481
		燃料費	2,939
		光熱水費	542
		13 使用料及び賃借料	916
		事務用機器借上料	916
10 需用費	991	10中学校教育振興一般経費	1,610
		01中学校教育振興事業費	1,610
17 備品購入費	619	10 需用費	991
		消耗品費	991
18 負担金補助及び交付金	△3,518	17 備品購入費	619
		事業用備品購入費	619
		15校外活動支援事業費	△3,518
		01校外活動支援事業費	△3,518
		18 負担金補助及び交付金	△3,518
		修学旅行等の延期又は中止に伴うキャンセル料等補助金	△3,518
10 需用費	2,109	10文化会館管理費	2,109
		01文化会館管理費	2,109
12 委託料	2,985	10 需用費	2,109
		燃料費	2,109
		13人形劇のまちづくり費	2,985
		09地域人形劇センター管理費	2,985
		12 委託料	2,985
		施設管理業務委託料	2,985

(款) 10 教育費
 (項) 6 保健体育費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 6 4							195
13 諸支出金	159,007	100	159,107			100	0
1 積立金	159,007	100	159,107			100	0
1 積立金	159,007	100	159,107			100	0
						100	0
				(寄)児童福祉費寄附金		100	
歳 出 合 計	51,398,345	△2,750	51,395,595	△101,561	70,500	6,191	22,120

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	195	11学校給食事業費 195 01学校給食事業費 195 10 需用費 195 光熱水費 195
24 積立金	100	13ふるさと基金積立金 100 01ふるさと基金積立金 100 24 積立金 100 新規積立金 100

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

ア 常勤の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計
		給 料	職員手当	計		
補正後	724	2,733,619	2,242,668	4,976,287	930,559	5,906,846
補正前	724	2,711,019	2,082,878	4,793,897	926,259	5,720,156
比 較	0	22,600	159,790	182,390	4,300	186,690

職員 手当 の内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務 手 当	退職手当
	補正後	79,044	43,340	36,236	314,626	607,117
	補正前	75,114	37,580	34,836	285,926	487,117
	比 較	3,930	5,760	1,400	28,700	120,000

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給料	22,600	その他の増加分	22,600	職員の異動等に係る増加分
職員手当	159,790	その他の増加分	159,790	(2) 扶養手当 3,930 給与条例第12条～第16条 (3) 住居手当 5,760 給与条例第16条の2～第16条の5 (4) 通勤手当 1,400 給与条例第17条～第18条 (6) 時間外勤務手当 28,700 給与条例第20条 (11)退職手当 120,000 職員の退職手当に関する条例

ウ 会計年度任用職員 ()内はパートタイム会計年度任用職員(外数)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費等	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	133 (723)	1,162,855	242,156	190,841	1,595,852	239,207	1,835,059
補正前	133 (722)	1,162,070	242,156	190,841	1,595,067	239,173	1,834,240
比 較	0 (1)	785	0	0	785	34	819

エ ウに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	785	マイナン バー関連事 業の増加に よる増	785	パートタイム会計年度任用職 員分

附表2

地方債の令和2年度末における現在高
 令和4年度末における現在高の見込み

区 分	令和4年度中 増減見込み				
	令和4年度中 起債見込額				
	繰越明許分	補正前の額	補正額	補正後の額	計
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普通債	681,900	3,301,100	70,500	3,371,600	4,053,500
(1) 総務	91,600	525,300	36,700	562,000	653,600
(5) 農林	57,600	148,500	△ 2,700	145,800	203,400
(7) 土木	220,400	1,198,800	36,500	1,235,300	1,455,700
合 計	811,900	3,793,000	70,500	3,863,500	4,675,400

並びに令和3年度末及び
に関する調書補正

令和4年度末現在高見込額		
補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
20,702,223	70,500	20,772,723
3,800,124	36,700	3,836,824
1,176,341	△ 2,700	1,173,641
6,198,986	36,500	6,235,486
40,030,156	70,500	40,100,656

令和4年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

令和4年度飯田市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,966千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,073,866千円とする。
- 2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,300千円とする。
- 3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正
事業勘定
歳入

款	項
1 国民健康保険税	1 国民健康保険税
2 国庫支出金	2 国庫補助金
3 県支出金	1 県負担金・補助金
5 繰入金	1 他会計繰入金 2 基金繰入金
7 諸収入	3 雑入
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,798,138	△97,524	1,700,614
1,798,138	△97,524	1,700,614
0	63	63
0	63	63
6,532,768	△26,701	6,506,067
6,532,768	△26,701	6,506,067
544,434	99,836	644,270
544,434	43,623	588,057
0	56,213	56,213
15,210	72,292	87,502
4,914	72,292	77,206
9,025,900	47,966	9,073,866

歳 出

款	項
1 総務費	1 総務管理費
2 保険給付費	1 療養諸費 2 高額療養費 8 傷病手当諸費
3 国民健康保険事業費納付金	1 医療給付費分 2 後期高齢者支援金等分 3 介護納付金分
5 保健事業費	2 保健事業費
8 諸支出金	1 還付金及び償還金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
124,977	2,375	127,352
109,053	2,375	111,428
6,463,000	△26,701	6,436,299
5,525,897	39,515	5,565,412
882,362	△67,588	814,774
0	1,372	1,372
2,281,135	0	2,281,135
1,518,853	0	1,518,853
561,880	0	561,880
200,402	0	200,402
78,125	0	78,125
21,678	0	21,678
41,482	72,292	113,774
27,982	72,292	100,274
9,025,900	47,966	9,073,866

第1表 歳入歳出予算補正

直営診療施設勘定

歳入

款	項
1 繰入金	1 他会計繰入金
4 諸収入	1 雑入
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,508	279	3,787
2,008	279	2,287
22	321	343
22	321	343
4,700	600	5,300

歳 出

款	項
1 総務費	1 施設管理費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
4,070	600	4,670
4,070	600	4,670
4,700	600	5,300

事業勘定

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,798,138	△97,524	1,700,614
2 国庫支出金	0	63	63
3 県支出金	6,532,768	△26,701	6,506,067
5 繰入金	544,434	99,836	644,270
7 諸収入	15,210	72,292	87,502
歳入合計	9,025,900	47,966	9,073,866

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	124,977	2,375	127,352
2 保険給付費	6,463,000	△26,701	6,436,299
3 国民健康保険事業費納付金	2,281,135	0	2,281,135
5 保健事業費	78,125	0	78,125
8 諸支出金	41,482	72,292	113,774
歳出合計	9,025,900	47,966	9,073,866

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		2,375	0
△26,701			0
		60,593	△60,593
63			△63
			72,292
△26,638		62,968	11,636

事業勘定

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,798,138	△97,524	1,700,614
1 国民健康保険税	1,798,138	△97,524	1,700,614
1 一般被保険者国民健康保険税	1,798,135	△97,524	1,700,611
2 国庫支出金	0	63	63
2 国庫補助金	0	63	63
2 制度関係業務準備事業費補助金	0	63	63
3 県支出金	6,532,768	△26,701	6,506,067
1 県負担金・補助金	6,532,768	△26,701	6,506,067
1 保険給付費等交付金	6,532,768	△26,701	6,506,067
5 繰入金	544,434	99,836	644,270
1 他会計繰入金	544,434	43,623	588,057
1 一般会計繰入金	544,434	43,623	588,057
2 基金繰入金	0	56,213	56,213
1 国民健康保険事業基金繰入金	0	56,213	56,213
7 諸収入	15,210	72,292	87,502
3 雑入	4,914	72,292	77,206
5 雑入	284	72,292	72,576
歳 入 合 計	9,025,900	47,966	9,073,866

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 医療給付費分現年課税分	△60,656	普通徴収分	△60,656
2 後期高齢者支援金分現年課税分	△25,717	普通徴収分	△25,717
3 介護納付金分現年課税分	△11,151	普通徴収分	△11,151
1 制度関係業務準備事業費補助金	63	制度関係業務準備事業費補助金	63
1 保険給付費等交付金（普通交付金）	△28,073	保険給付費等交付金（普通交付金）	△28,073
2 保険給付費等交付金（特別交付金）	1,372	保険給付費等交付金（特別交付金）	1,372
1 保険基盤安定繰入金	40,788	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	7,331
		保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	33,457
2 職員給与費等繰入金	2,375	職員給与費等繰入金	2,375
4 財政安定化支援事業繰入金	△434	財政安定化支援事業繰入金	△434
6 未就学児均等割保険税繰入金	894	未就学児均等割保険税繰入金	894
1 国民健康保険事業基金繰入金	56,213	国民健康保険事業基金繰入金	56,213
1 雑入	72,292	雑入	72,292

事業勘定

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	124,977	2,375	127,352			2,375	0
1 総務管理費	109,053	2,375	111,428			2,375	0
1 一般管理費	105,605	2,375	107,980			2,375	0
						1,100	0
						(繰)職員給与費等繰入金 1,100	
						1,275	0
						(繰)職員給与費等繰入金 1,275	
2 保険給付費	6,463,000	△26,701	6,436,299	△26,701			0
1 療養諸費	5,525,897	39,515	5,565,412	39,515			0
1 一般被保険者療養給付費	5,443,800	42,419	5,486,219	42,419			0
				42,419			0
						(県)保険給付費等交付金 (普通交付金) 42,419	
3 一般被保険者療養費	65,621	△5,180	60,441	△5,180			0
				△5,180			0
						(県)保険給付費等交付金 (普通交付金) △5,180	
5 審査支払手数料	16,476	2,276	18,752	2,276			0
				2,276			0
						(県)保険給付費等交付金 (普通交付金) 2,276	
2 高額療養費	882,362	△67,588	814,774	△67,588			0
1 一般被保険者高額療養費	879,885	△66,207	813,678	△66,207			0

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	△172	01人件費	2,375
		01人件費	1,100
2 給料	1,169	3 職員手当等	1,100
		通勤手当	100
3 職員手当等	1,399	時間外勤務手当	1,000
8 旅費	△21	03会計年度任用職員人件費	1,275
		1 報酬	△172
		報酬 (パートタイム)	△172
		2 給料	1,169
		給料 (フルタイム)	1,169
		3 職員手当等	299
		通勤手当 (フルタイム)	16
		時間外勤務手当 (フルタイム)	149
		期末手当 (フルタイム)	128
		期末手当 (パートタイム)	6
		8 旅費	△21
		費用弁償 (パートタイム)	△21
18 負担金補助及び交付金	42,419	10一般被保険者療養給付費	42,419
		01一般被保険者療養給付費	42,419
		18 負担金補助及び交付金	42,419
		診療報酬等保険者負担金	42,419
18 負担金補助及び交付金	△5,180	10一般被保険者療養費	△5,180
		01一般被保険者療養費	△5,180
		18 負担金補助及び交付金	△5,180
		療養費等保険者負担金	△5,180
11 役務費	2,276	10審査支払手数料	2,276
		01審査支払手数料	2,276
		11 役務費	2,276
		手数料	2,276

(款) 2 保険給付費
(項) 2 高額療養費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2							
2							
1				△66,207			0
				(県)保険給付費等交付金 (普通交付金)			△66,207
3 一般被保険者高額 介護合算療養費	2,477	△1,381	1,096	△1,381			0
				△1,381			0
				(県)保険給付費等交付金 (普通交付金)			△1,381
8 傷病手当諸費	0	1,372	1,372	1,372			0
1 傷病手当金	0	1,372	1,372	1,372			0
				1,372			0
				(県)保険給付費等交付金 (特別交付金)			1,372
3 国民健康保険事業費納 付金	2,281,135	0	2,281,135			60,593	△60,593
1 医療給付費分	1,518,853	0	1,518,853			97,461	△97,461
1 一般被保険者医療 給付費分	1,518,848	0	1,518,848			97,461	△97,461
						97,461	△97,461
				(繰)保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)			7,331
				(繰)保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)			33,457
				(繰)財政安定化支援事業 繰入金			△434
				(繰)未就学児均等割保険 税繰入金			894
				(繰)国民健康保険事業基 金繰入金			56,213
2 後期高齢者支援金等 分	561,880	0	561,880			△25,717	25,717
1 一般被保険者後期 高齢者支援金等分	561,875	0	561,875			△25,717	25,717
						△25,717	25,717
				(国)普通徴収分			△25,717
3 介護納付金分	200,402	0	200,402			△11,151	11,151
1 介護納付金分	200,402	0	200,402			△11,151	11,151
						△11,151	11,151
				(国)普通徴収分			△11,151

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	△66,207	10一般被保険者高額療養費 △66,207 01一般被保険者高額療養費 △66,207 18 負担金補助及び交付金 △66,207 高額療養費等保険者負担金 △66,207
18 負担金補助及び交付金	△1,381	10一般被保険者高額介護合算療養費 △1,381 01一般被保険者高額介護合算療養費 △1,381 18 負担金補助及び交付金 △1,381 高額介護合算療養費等保険者負担金 △1,381
18 負担金補助及び交付金	1,372	10傷病手当金 1,372 01傷病手当金 1,372 18 負担金補助及び交付金 1,372 傷病手当金 1,372
		10一般被保険者医療給付費分 01一般被保険者医療給付費分 財源内訳補正
		10一般被保険者後期高齢者支援金等分 01一般被保険者後期高齢者支援金等分 財源内訳補正
		10介護納付金分 01介護納付金分 財源内訳補正

(款) 5 保健事業費
 (項) 2 保健事業費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 保健事業費	78,125	0	78,125	63			△63
2 保健事業費	21,678	0	21,678	63			△63
1 保健事業費	21,678	0	21,678	63			△63
				63			△63
				(国)制度関係業務準備事業費補助金		63	
8 諸支出金	41,482	72,292	113,774				72,292
1 還付金及び償還金	27,982	72,292	100,274				72,292
3 一般被保険者償還金	17,467	72,292	89,759				72,292
							72,292
歳 出 合 計	9,025,900	47,966	9,073,866	△26,638		62,968	11,636

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		10保健事業費 01保健事業費 財源内訳補正
22 償還金利子及び割引料	72,292	10一般被保険者償還金 72,292 01一般被保険者償還金 72,292 22 償還金利子及び割引料 72,292 過年度県支出金精算返還金 72,292

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	3,508	279	3,787
4 諸収入	22	321	343
歳入合計	4,700	600	5,300

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	4,070	600	4,670
歳 出 合 計	4,700	600	5,300

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		600	0
		600	0

直営診療施設勘定

2 歳 入

(款) 1 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	3,508	279	3,787
1 他会計繰入金	2,008	279	2,287
1 一般会計繰入金	2,008	279	2,287
4 諸収入	22	321	343
1 雑入	22	321	343
1 雑入	22	321	343
歳 入 合 計	4,700	600	5,300

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	一般会計繰入金	279	一般会計繰入金 279
1	雑入	321	医療提供体制設備整備交付金 321

直営診療施設勘定

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 施設管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	4,070	600	4,670			600	0
1 施設管理費	4,070	600	4,670			600	0
1 一般管理費	4,070	600	4,670			600	0
						600	0
				(繰)一般会計繰入金		279	
				(諸)医療提供体制設備整備交付金		321	
歳 出 合 計	4,700	600	5,300			600	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 役務費	9	10一般管理費 600 01一般管理費 600
12 委託料	537	11 役務費 9 通信運搬費 9
14 工事請負費	54	12 委託料 537 オンライン資格確認システム導入業務委託料 537
		14 工事請負費 54 上村歯科診療所施設改修工事費 54

附表

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

ア 常勤の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計
		給 料	職員手当	計		
補正後	11	36,857	19,823	56,680	12,450	69,130
補正前	11	36,857	18,723	55,580	12,450	68,030
比 較	0	0	1,100	1,100	0	1,100

職員手当の内訳	区 分	通勤手当	時間外勤務手当
	補正後	382	3,500
	補正前	282	2,500
	比 較	100	1,000

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当	1,100	その他の増加分	1,100	(3) 通勤手当 100 (6) 時間外勤務手当 1,000	給与条例第17条～第18条 給与条例第20条

ウ 会計年度任用職員 ()内はパートタイム会計年度任用職員(外数) (単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費等	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	1 (2)	6,471	1,169	929	8,569	196	8,765
補正前	(3)	6,643	0	630	7,273	196	7,469
比 較	1 (△ 1)	△ 172	1,169	299	1,296	0	1,296

職員 手当の 内訳	区 分	通勤手当	時間外勤務 手 当	期末手当
	補正後	16	149	764
	補正前	0	0	630
	比 較	16	149	134

エ ウに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	1,169	人員配置等 による増減	1,169	フルタイム会計年度任用 職員分	
職 員 手 当	299	人員配置等 による増減	299	(1)通勤手当 16 (2)時間外勤務手当 149 (3)期末手当 134	会計年度任用職員給与条例第8条 会計年度任用職員給与条例第10条 会計年度任用職員給与条例第15条、第26条

令和4年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

令和4年度飯田市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136,248千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,284,323千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
2 国庫支出金	
	2 国庫補助金
6 財産収入	
	1 財産運用収入
7 繰入金	
	1 一般会計繰入金
	2 基金繰入金
8 繰越金	
	1 繰越金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,949,998	△42,491	2,907,507
926,180	△42,491	883,689
878	222	1,100
878	222	1,100
1,754,029	△37,902	1,716,127
1,713,627	2,500	1,716,127
40,402	△40,402	0
192,075	216,419	408,494
192,075	216,419	408,494
12,148,075	136,248	12,284,323

歳 出

款	項
1 総務費	1 総務管理費
2 保険給付費	1 介護サービス等諸費
	2 介護予防サービス等諸費
	3 その他諸費
	4 高額介護サービス等費
	5 高額医療合算介護サービス等費
	7 特定入所者介護サービス等費
6 基金積立金	1 基金積立金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
197,613	2,500	200,113
114,379	2,500	116,879
11,347,219	0	11,347,219
10,612,144	0	10,612,144
203,274	0	203,274
10,815	0	10,815
241,169	0	241,169
36,213	0	36,213
243,604	0	243,604
878	133,748	134,626
878	133,748	134,626
12,148,075	136,248	12,284,323

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	2,949,998	△42,491	2,907,507
6 財産収入	878	222	1,100
7 繰入金	1,754,029	△37,902	1,716,127
8 繰越金	192,075	216,419	408,494
歳入合計	12,148,075	136,248	12,284,323

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	197,613	2,500	200,113
2 保険給付費	11,347,219	0	11,347,219
6 基金積立金	878	133,748	134,626
歳出合計	12,148,075	136,248	12,284,323

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		2,500	0
△42,491			42,491
		222	133,526
△42,491		2,722	176,017

2 歳 入

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	2,949,998	△42,491	2,907,507
2 国庫補助金	926,180	△42,491	883,689
1 財政調整交付金	811,331	△42,491	768,840
6 財産収入	878	222	1,100
1 財産運用収入	878	222	1,100
2 基金運用収入	878	222	1,100
7 繰入金	1,754,029	△37,902	1,716,127
1 一般会計繰入金	1,713,627	2,500	1,716,127
4 その他一般会計繰入金	197,153	2,500	199,653
2 基金繰入金	40,402	△40,402	0
1 介護給付費準備基金繰入金	40,402	△40,402	0
8 繰越金	192,075	216,419	408,494
1 繰越金	192,075	216,419	408,494
1 繰越金	192,075	216,419	408,494
歳 入 合 計	12,148,075	136,248	12,284,323

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	現年度分調整交付金	△42,491	現年度分普通調整交付金 △42,491
1	基金利子	222	介護給付費準備基金利子 222
1	職員給与費等繰入金	2,500	職員給与費等繰入金 2,500
1	介護給付費準備基金繰入金	△40,402	介護給付費準備基金繰入金 △40,402
2	純繰越金	216,419	純繰越金 216,419

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	197,613	2,500	200,113			2,500	0
1 総務管理費	114,379	2,500	116,879			2,500	0
1 一般管理費	114,369	2,500	116,869			2,500	0
						2,500	0
				(繰)職員給与費等繰入金			2,500
2 保険給付費	11,347,219	0	11,347,219	△42,491			42,491
1 介護サービス等諸費	10,612,144	0	10,612,144	△39,739			39,739
1 介護サービス等諸費	10,612,144	0	10,612,144	△39,739			39,739
				△14,341			14,341
				(国)現年度分普通調整交付金			△14,341
				△45			45
				(国)現年度分普通調整交付金			△45
				△6,662			6,662
				(国)現年度分普通調整交付金			△6,662
				△16,638			16,638
				(国)現年度分普通調整交付金			△16,638
				△42			42
				(国)現年度分普通調整交付金			△42
				△86			86
				(国)現年度分普通調整交付金			△86
				△1,925			1,925
				(国)現年度分普通調整交付金			△1,925
2 介護予防サービス等諸費	203,274	0	203,274	△761			761
1 介護予防サービス等諸費	203,274	0	203,274	△761			761
				△527			527

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	2,500	01人件費 2,500 01人件費 2,500 3 職員手当等 2,500 通勤手当 200 時間外勤務手当 2,300
		11居宅介護サービス給付費 01居宅介護サービス給付費 財源内訳補正 12特例居宅介護サービス給付費 01特例居宅介護サービス給付費 財源内訳補正 13地域密着型介護サービス給付費 01地域密着型介護サービス給付費 財源内訳補正 15施設介護サービス給付費 01施設介護サービス給付費 財源内訳補正 17居宅介護福祉用具購入費 01居宅介護福祉用具購入費 財源内訳補正 18居宅介護住宅改修費 01居宅介護住宅改修費 財源内訳補正 19居宅介護サービス計画給付費 01居宅介護サービス計画給付費 財源内訳補正
		11介護予防サービス給付費 01介護予防サービス給付費

(款) 2 保険給付費
(項) 2 介護予防サービス等諸費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2	2	1				(国)現年度分普通調整交付金	△527		
						△28			28
						(国)現年度分普通調整交付金	△28		
						△18			18
						(国)現年度分普通調整交付金	△18		
						△38			38
						(国)現年度分普通調整交付金	△38		
						△150			150
						(国)現年度分普通調整交付金	△150		
	3	その他諸費	10,815	0	10,815	△40			40
		1 審査支払手数料	10,815	0	10,815	△40			40
						△40			40
						(国)現年度分普通調整交付金	△40		
	4	高額介護サービス等費	241,169	0	241,169	△903			903
		1 高額介護サービス費	241,019	0	241,019	△902			902
						△902			902
						(国)現年度分普通調整交付金	△902		
		2 高額介護予防サービス費	150	0	150	△1			1
						△1			1
						(国)現年度分普通調整交付金	△1		
	5	高額医療合算介護サービス等費	36,213	0	36,213	△136			136
		1 高額医療合算介護サービス費	36,163	0	36,163	△135			135
						△135			135
						(国)現年度分普通調整交付金	△135		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		財源内訳補正 13地域密着型介護予防サービス給付費 01地域密着型介護予防サービス給付費 財源内訳補正 15介護予防福祉用具購入費 01介護予防福祉用具購入費 財源内訳補正 16介護予防住宅改修費 01介護予防住宅改修費 財源内訳補正 17介護予防サービス計画給付費 01介護予防サービス計画給付費 財源内訳補正
		10審査支払手数料 01審査支払手数料 財源内訳補正
		10高額介護サービス費 01高額介護サービス費 財源内訳補正
		10高額介護予防サービス費 01高額介護予防サービス費 財源内訳補正
		10高額医療合算介護サービス費 01高額医療合算介護サービス費 財源内訳補正

(款) 2 保険給付費

(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2	5	2 高額医療合算介護 予防サービス費	50	0	50	△1			1
						△1			1
		(国)現年度分普通調整交 付金						△1	
	7	特定入所者介護サ ービス等費	243,604	0	243,604	△912			912
	1	特定入所者介護サ ービス等費	243,604	0	243,604	△912			912
						△909			909
		(国)現年度分普通調整交 付金						△909	
						△2			2
		(国)現年度分普通調整交 付金						△2	
						△1			1
		(国)現年度分普通調整交 付金						△1	
6		基金積立金	878	133,748	134,626			222	133,526
	1	基金積立金	878	133,748	134,626			222	133,526
	1	積立金	878	133,748	134,626			222	133,526
								222	133,526
		(財)介護給付費準備基金 利子						222	
		歳出合計	12,148,075	136,248	12,284,323	△42,491		2,722	176,017

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		10高額医療合算介護予防サービス費 01高額医療合算介護予防サービス費 財源内訳補正
		11特定入所者介護サービス費 01特定入所者介護サービス費 財源内訳補正 12特例特定入所者介護サービス費 01特例特定入所者介護サービス費 財源内訳補正 13特定入所者介護予防サービス費 01特定入所者介護予防サービス費 財源内訳補正
24 積立金	133,748	10介護給付費準備基金積立金 133,748 01介護給付費準備基金積立金 133,748 24 積立金 133,748 新規積立金 133,526 基金利子積立金 222

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

ア 常勤の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計
		給 料	職員手当	計		
補正後	14	52,811	27,173	79,984	16,376	96,360
補正前	14	52,811	24,673	77,484	16,376	93,860
比 較	0	0	2,500	2,500	0	2,500

職員 手当 の内 訳	区 分	通勤手当	時間外勤務 手 当
	補正後	840	3,700
	補正前	640	1,400
	比 較	200	2,300

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職員 手当	2,500	その他の 増減分	2,500	(2)通勤手当 200 (5)時間外勤務手当 2,300	給与条例第17条～18条 給与条例第20条

令和4年度飯田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）案

令和4年度飯田市の駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,600千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 使用料及び手数料	
	1 使用料
4 諸収入	
	1 雑入
5 繰入金	
	2 他会計繰入金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
40,345	△12,112	28,233
40,345	△12,112	28,233
25	612	637
25	612	637
7,447	9,800	17,247
0	9,800	9,800
56,300	△1,700	54,600

歳 出

款	項
1 総務費	1 総務管理費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
55,640	△1,700	53,940
55,640	△1,700	53,940
56,300	△1,700	54,600

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	40,345	△12,112	28,233
4 諸収入	25	612	637
5 繰入金	7,447	9,800	17,247
歳入合計	56,300	△1,700	54,600

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	55,640	△1,700	53,940
歳 出 合 計	56,300	△1,700	54,600

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			△1,700
			△1,700

2 歳 入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	40,345	△12,112	28,233
1 使用料	40,345	△12,112	28,233
1 駐車場使用料	40,345	△12,112	28,233
4 諸収入	25	612	637
1 雑入	25	612	637
1 雑入	25	612	637
5 繰入金	7,447	9,800	17,247
2 他会計繰入金	0	9,800	9,800
1 一般会計繰入金	0	9,800	9,800
歳 入 合 計	56,300	△1,700	54,600

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	駐車場使用料	△12,112	中央駐車場一般使用料	△3,303
			本町駐車場一般使用料	△3,090
			飯田駅駐車場一般使用料	△279
			飯田駅西駐車場特別使用料	191
			市営駐車場使用料（駐車サービス券分）	△2,704
			扇町駐車場一般使用料	△2,927
1	雑入	612	雑入	612
1	一般会計繰入金	9,800	一般会計繰入金	9,800

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	55,640	△1,700	53,940				△1,700
1 総務管理費	55,640	△1,700	53,940				△1,700
1 総務管理費	55,640	△1,700	53,940				△1,700
							△1,700
歳 出 合 計	56,300	△1,700	54,600				△1,700

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
26 公課費	△1,700	10総務管理費 △1,700 01一般管理費 △1,700 26 公課費 △1,700 消費税 △1,700

令和4年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）案

令和4年度飯田市の介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,954千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ745,002千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
3 繰入金	
	1 他会計繰入金
4 繰越金	
	1 繰越金
8 市債	
	1 市債
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
141,304	2,500	143,804
141,304	2,500	143,804
29,067	5,354	34,421
29,067	5,354	34,421
16,000	3,100	19,100
16,000	3,100	19,100
734,048	10,954	745,002

歳 出

款	項
1 介護老人保健施設費	1 介護老人保健施設費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
733,917	10,954	744,871
733,917	10,954	744,871
734,048	10,954	745,002

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前の限度額	補正後の限度額
介護サービス施設整備事業	千円 16,000	千円 19,100
計	16,000	19,100

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	141,304	2,500	143,804
4 繰越金	29,067	5,354	34,421
8 市債	16,000	3,100	19,100
歳入合計	734,048	10,954	745,002

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 介護老人保健施設費	733,917	10,954	744,871
歳 出 合 計	734,048	10,954	745,002

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	3,100	2,500	5,354
	3,100	2,500	5,354

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	141,304	2,500	143,804
1 他会計繰入金	141,304	2,500	143,804
1 一般会計繰入金	141,304	2,500	143,804
4 繰越金	29,067	5,354	34,421
1 繰越金	29,067	5,354	34,421
1 繰越金	29,067	5,354	34,421
8 市債	16,000	3,100	19,100
1 市債	16,000	3,100	19,100
1 介護サービス施設整備事業債	16,000	3,100	19,100
歳 入 合 計	734,048	10,954	745,002

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	一般会計繰入金	2,500	一般会計繰入金 2,500
1	純繰越金	5,354	純繰越金 5,354
1	介護サービス施設整備事業債	3,100	介護サービス施設整備事業債 3,100

3 歳 出

(款) 1 介護老人保健施設費

(項) 1 介護老人保健施設費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 介護老人保健施設費	733,917	10,954	744,871		3,100	2,500	5,354
1 介護老人保健施設費	733,917	10,954	744,871		3,100	2,500	5,354
1 介護老人保健施設 管理費	653,037	9,576	662,613		3,100	2,500	3,976
						2,500	2,500
				(繰)一般会計繰入金			2,500
					3,100		1,476
				(市)介護サービス施設整 備事業債			3,100
2 介護老人保健施設 事業費	80,880	1,378	82,258				1,378
							1,378
歳 出 合 計	734,048	10,954	745,002		3,100	2,500	5,354

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	5,000	01人件費 5,000 01人件費 5,000
17 備品購入費	3,124	3 職員手当等 5,000 特殊勤務手当 1,500 時間外勤務手当 3,000 夜間勤務手当 500
18 負担金補助及び交付金	1,452	10介護老人保健施設管理費 4,576 01介護老人保健施設管理費 4,576 17 備品購入費 3,124 事業用備品購入費 3,124 18 負担金補助及び交付金 1,452 感染性廃棄物収集処分費用負担金 1,452
10 需用費	1,378	10介護老人保健施設事業費 1,378 01施設事業費 1,378 10 需用費 1,378 消耗品費 1,378

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

ア 常勤の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計
		給 料	職員手当	計		
補正後	55	217,918	122,480	340,398	72,202	412,600
補正前	55	217,918	117,480	335,398	72,202	407,600
比 較	0	0	5,000	5,000	0	5,000

職員 手当 の内 訳	区 分	特殊勤務手当	時間外勤務 手 当	夜間勤務手当
	本年度	12,600	8,304	3,400
	前年度	11,100	5,304	2,900
	比 較	1,500	3,000	500

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職員 手当	5,000	コロナ関連 対応に係る 手当の増加	5,000	(4) 特殊勤務手当 1,500 (8) 時間外勤務手当 3,000 (9) 夜間勤務手当 500	給与条例第19条～第19条の3 給与条例第20条 給与条例第22条

附表2

地方債の令和2年度末における
令和4年度末における現在高の

区 分	令和3年度末現在高見込額			令和4年度中 令和4年度中	
	補正前の額	補 正 額	補正後の額	繰越明許分	補正前の額
	千円	千円	千円	千円	千円
介護サービス施設 整備事業債	0	0	0	0	16,000
合 計	0	0	0	0	16,000

現在高並びに令和3年度末及び
見込みに関する調書補正

増減見込みに 起債見込額			令和4年度末現在高見込額		
補正額	補正後の額	計	補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円	千円	千円	千円
3,100	19,100	19,100	16,000	3,100	19,100
3,100	19,100	19,100	16,000	3,100	19,100

令和4年度飯田市病院事業会計補正予算（第2号）案

第1条 令和4年度飯田市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度飯田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	14,220,671千円	△256,108千円	13,964,563千円
第1項 医業収益	12,811,360千円	7,015千円	12,818,375千円
第2項 医業外収益	1,403,121千円	△263,123千円	1,139,998千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	14,525,863千円	56,500千円	14,582,363千円
第1項 医業費用	14,356,292千円	50,000千円	14,406,292千円
第2項 医業外費用	166,476千円	6,500千円	172,976千円

第3条 予算第10条に定めた重要な資産の取得を次のとおり補正する。

追加

種 類	名 称	数 量
一般器具	院内カーテン	1式

令和5年2月22日提出

飯田市長 佐藤 健

令和4年度飯田市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的收入及び支出
収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
			千円	千円	千円	
1 病院事業収益			14,220,671	△ 256,108	13,964,563	
	1 医業収益		12,811,360	7,015	12,818,375	
		3 その他医業収益	786,768	7,015	793,783	
	2 医業外収益		1,403,121	△ 263,123	1,139,998	
		2 他会計負担金	436,490	△ 46,674	389,816	
		4 他会計補助金	326,337	△ 216,449	109,888	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
			千円	千円	千円	
1 病院事業費用			14,525,863	56,500	14,582,363	
	1 医業費用		14,356,292	50,000	14,406,292	
		3 経費	1,819,891	50,000	1,869,891	
	2 医業外費用		166,476	6,500	172,976	
		4 消費税	20,236	6,500	26,736	

令和4年度飯田市病院事業会計補正予算（第2号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

区 分	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 477,197	△ 312,608	△ 789,805
未払金の増減額	326,618	6,500	333,118
小計	1,248,865	△ 306,108	942,757
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,211,865	△ 306,108	905,757
資金増加額	250,424	△ 306,108	△ 55,684
資金期末残高	5,470,067	△ 306,108	5,163,959